

区有地境界確定手順(申請用)

太字は申請者(実務取扱者)に行なっていただく項目

1. 申請書提出

2. 区で保管している参考資料をお渡します。

3. 調査・測量、確定予定線・点の検討

4. 区担当者と確定予定線・点の相談

区役所に来庁されるときは、必ず事前にご連絡ください。

5. 相談のうえ、立会日・立会者を決定します。

立会者は、申請者と両隣の土地所有者(関係土地所有者)を原則とします。立会者への連絡は申請者(実務取扱者)から行なってください。立会通知書が必要なときは、区担当者に申し出てください。

6. 立会い

立会日までに、現地に確定予定点をペンキ等で標示しておいてください。

7. 境界点の標示・写真撮影

境界が確定したら、現地境界点の表示方法については担当者と相談してください。

なお、区境界石・区プレートの場合は区から支給します。

標示後、境界点(P点)1点につき1枚、写真を撮影してください(デジカメ可)。

8. 区有地境界図の作成

「区有地境界図作成方法」・「区有地境界図作成見本」を参考に作成し、^{したず}下図の段階で区の担当者の確認を受けてください。

作成した「区有地境界図」に立会者から署名・押印を受けてください。申請者は、申請書の印鑑(実印)と同じものを使用してください。

9. 成果等の提出

提出していただく成果等は、以下のとおりです。

区有地境界図	1部
区有地境界図コピー(折りたたまないもの)	1部
(A4左綴じ用に折りたたんだもの)	境界確定通知が必要な部数
写真	境界点1点につき1枚

10. 境界確定通知書を交付します。

成果等提出後、一週間程度でご連絡します。取りに来られる方は、認印を持参のうえご来庁ください。

【注意】 申請書提出後は、速やかに担当者と打合せを進めてください。次の事項に該当する場合は、原則として協議が成立しなかったものとみなし、申請書はお返しします。

- (1) 申請受理後、3ヶ月を経過しても現地立会いが終わらない場合。
- (2) 立会い終了後、2ヶ月を経過しても区有地境界図の提出がない場合。
- (3) 申請受理後、申請者の要件を欠くことが判明した場合。ただし、売買等により当該土地の所有権を新たに取得した方が、境界確定の申請の継続を希望した場合は、土地所有者変更届の提出により協議を継続できます。

問い合わせ・連絡先 江東区土木部管理課境界確定係
電話03(3647)9641(直通)